

# プロイセンのハノーファー併合と行政的統合 (1866-1868)

## Die Annexion und administrative Integration Hannovers in den preußischen Staat (1866-1868)

守屋 治善\*

Haruyoshi Moriya

はじめに

「この世は終りだ！」と1866年7月3日ケーニヒグレートでの戦いの結果が報告されたとき、イタリアの国務聖省枢機卿G・アントネリは語った<sup>1)</sup>。というのは、このプロイセン・オーストリア戦争は「一つの革命」<sup>2)</sup>と見なされ、オーストリアの敗北はウィーン会議が生み出した中部ヨーロッパの平和秩序の崩壊を意味していたからである。この結果、ドイツ連邦の解体とオーストリア排除の下で、プロイセン・ヘゲモニーによる小ドイツ的国家建設への道が開かれることになった。そして、プロイセンの勝利は、プロイセンにおけるブルジョワジーとユンカーの紛争を終結させるとともに、正統なるドイツ連邦諸君主の追放と一自由都市を含む領土の併合をもたらすことになった。この1866年という年は同時代人によりドイツ国民国家への「真の革命の出発点」<sup>3)</sup>と見なされたが、今日では19世紀ドイツ史における「決定的な年」であり、ドイツ帝国が建設された「1870-71年よりも遥かに深い切れ目」をなしているとされている。<sup>4)</sup>また戦争にともなう正統なる君主の追放とその領土の併合は、当時の保守主義とは相いいれない、保守主義者の「心臓をナイフで一突き」<sup>5)</sup>

するほどの「革命的行為」<sup>6)</sup>として、「ナショナルな革命」<sup>7)</sup>と結びつけて擁護されてきた。

このプロイセンによる併合はこれまで、ビスマルク及びプロイセン国王の下での戦争目的と関連させて、いつこの併合計画が立案され、その内容はいかなるものであったかという点や、<sup>8)</sup>併合された地域とプロイセンとの関係が問題として取り上げられてきた。とくに本稿で取り扱うハノーファーについては、併合に対するヴェルフ王朝支持者の対応及びその後の活動、ヴェルフ王家の財産とその使用をめぐる問題が主要な研究テーマとされてきた。<sup>9)</sup>したがって、これらの研究では、ハノーファーがどのようにしてプロイセン国家に組み込まれ統合されていったかについては十分明らかにされておらず、またこの統合がプロイセン行政にもたらした影響についての検討も十分になされてきてはいないように思われる。そこで本稿では、このハノーファー併合問題をプロイセンへの行政的統合という視点から考察し、それがプロイセンの地方行政にいかなる影響をもたらしたかも合わせて検討してみたい。<sup>10)</sup>

注

1) F. Grützner, Die Politik Bismarcks 1862 bis 1871 in der deutschen Geschich-

- tsschreibung, Frankfurt a. M. 1986, S. 80.
- 2) F. Engels, Die Rolle der Gewalt in der Geschichte, in : K. Marx—F. Engels Werke, Bd. 21, Berlin 1962, S. 432. 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集』第21巻, 大月書店, 1971, 434頁.
  - 3) D. Langewiesche, „Revolution von oben?“ Krieg und Nationalstaatsgründung in Deutschland, in : ders. (Hrsg.), Revolution und Krieg, Paderborn 1989, S. 122.
  - 4) L. Gall, Bismarck. Der weiße Revolutionär, Frankfurt a. M. /Berlin/ Wien 1980, S. 381, 大内宏一訳『ビスマルク—白色革命家』創文社, 1988年, 492頁.
  - 5) J. Ziekursch, Politische Geschichte des neuen deutschen Kaiserreiches, Bd. I, Die Reichsgründung, Frankfurt a. M. 1925, S. 138.
  - 6) G. A. Rein, Die Revolution in der Politik Bismarcks, Göttingen/Berlin/Frankfurt a. M. 1957, S. 170.
  - 7) F. P. Kahlenberg, Das Epochenjahr 1866 in der deutschen Geschichte, in : M. Stürmer (Hrsg.), Das kaiserreiche Deutschland. Politik und Gesellschaft 1870—1918, Düsseldorf 1970, S. 62.
  - 8) J. Petrich, Bismarck und Annexionen 1866, Hamburg 1933.
  - 9) 最近のものとしては H. Maatz, Bismarck und Hannover 1866—1896, Hildesheim 1970 ; S. A. Stehlin, Bismarck and the Guelph Problem 1866—1890, Den Haag 1973 ; H.—G. Aschoff, Welfische Bewegung und politischer Katholizismus 1866—1918, Düsseldorf 1987. がある.
  - 10) 自治行政史の視点からハノーファー併合については北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治』成文堂, 1990年, 北住炯一「ドイツ第二帝制・プロイセンにおける国家と地方団体——救貧行政とプロヴァインツ制——」(『愛知学院大学論叢

法学研究』第25巻3号, 1982年)でも触れられているので参照されたい。なお, H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preussischen Staat. Annexion und administrative Integration 1866—1868, Hildesheim 1983. の三分の二は未公開資料を含む資料集である。本稿ではハノーファーに関する資料の多くをこれに依っている。

## I. 併合の決定とハノーファー

### (一) プロイセン政府の併合の決定

プロイセンとオーストリアの関係は、両者が妥協した1865年のガシュタイン条約後も悪化の一途をたどり、ついに1866年6月14日ドイツ連邦議会によるプロイセンに対する連邦軍動員決議によって戦端は切って落された。翌15日にビスマルクはヘッセン、ハノーファー、クールヘッセン各政府にプロイセンとの同盟、出兵の中止、プロイセンの連邦改革案の支持を求める最後通告を突き付け、これが拒否されるやプロイセン軍は各邦国に侵攻していった。そしてプロイセンはケーニヒグレーツでの勝利のあとフランスの干渉をさけるためにすぐ停戦・講和交渉に入ろうとしたが、ナポレオン三世の介入があり、対フランス交渉からマイン河以北でザクセンを除く併合と北ドイツ連邦創設の承認を7月22日までに取り付けた。<sup>1)</sup> 一方プロイセン政府内では、保守—正統主義の立場から各王朝の存続を主張する国王が部分併合をとらえ、<sup>2)</sup> 王朝の追放と領土の完全併合を求めるビスマルクと激しく対立していた。<sup>3)</sup> しかし、皇太子の説得に国王も折れ、ハノーファー、クールヘッセン、ナッサウ、フランクフルトのプロイセンへの完全併合で一致を見、<sup>4)</sup> 7月26日ニコルスブルク仮講和条約の締結実現のはこびとなった。ところが王朝追放に対するロシア皇帝の婉曲な抗議に国王は動揺し、再び部分併合を言い出した。これにはビスマルクをはじめ各閣僚が反対し、皇太子も「無条件かつ完全併合を断固として要求し」て併合は決定されるに至ったのである。<sup>5)</sup>

しかし国王は各王朝追放にはなお抵抗を感じており、併合の際には各邦国の「正統なる固有性」を考慮して各邦国の要求に応じることを明言している。<sup>6)</sup> 一方ビスマルクはプロイセンにとって必要なことはすべて実施すると語り、「完全併合」の実現を目指していた。<sup>7)</sup> こうして8月16日政府は三ヶ条からなる併合法案を下院に提出することになった。<sup>8)</sup> それによるとハノーファー等の併合はプロイセンとの同君連合による統治(憲法第55条)と法律による領土問題の解決(憲法第2条)の二つの方法で行われることになっており、しかもそのためには一定の「移行期間」が必要とされていた。<sup>9)</sup>

下院委員会は同君連合による併合では議会の予算審議権や議会の協力なしの支配が可能となると批判した。<sup>10)</sup> また議会に代わる独裁的な統治は認められないとして「移行期間」の設定にも反論が加えられた。<sup>11)</sup> 前者の批判に対してビスマルクはこれを受け入れたが、後者については実現不可能とはねつけ、<sup>12)</sup> 憲法第2条による併合と1867年10月1日からの憲法の施行が決定されることになった。<sup>13)</sup> この併合法は議会での採択後9月20日付けで公布され、<sup>14)</sup> こうしているやうに1年間の「独裁ないし移行の年」<sup>15)</sup> が始まることになったのである。

## (二) プロイセン政府内の対立

ビスマルクは併合法案を下院に提出する前にすでに、併合地域での「自治」に同意しており、<sup>16)</sup> 8月下旬にはハノーファーの自由主義のリーダーの一人J. ミーケルに「プロイセンのすべての制度をハノーファーに適用する」考えはないが、プロイセン軍制の導入は必要であると語るとともに、プロイセンへの統合についてはハノーファー側と話し合う用意のあることを認めている。<sup>17)</sup> また下院委員会でも彼は併合のための諸制度の調整のために、併合地域における専門家の会議を開き協議する旨を明らかにしている。<sup>18)</sup>

10月1日ハノーファーの自由主義者によって出された「宣言」では、併合の際にはハノーファー

側の要望を聞くことが求められており、<sup>19)</sup> またハノーファー総督府民事部特命委員H.V.ハルデンベルク男爵もこれを支持していたことから、<sup>20)</sup> ビスマルクは11月3日の閣議でハノーファー再編問題についてはその利益代表者を召集し、ハノーファー総督の下で協議することを表明している。<sup>21)</sup>

しかし、この問題については閣内に意見の相違があった。蔵相 A.V.ハイト男爵と商務相 H.V.イツェンプリッツ伯は、この協議自体に反対し、蔵相はプロイセンの制度にハノーファーの諸関係を合わせるには勅令をもってすべきことを主張した。<sup>22)</sup> また法相 L.z.リップベ伯も法体系に大きなちがいはないので、利益代表者の召集はまったく認められないと反対した。<sup>23)</sup> 一方農相は召集そのものには反対しないが、プロイセン側委員の出席を求めている。<sup>24)</sup> また陸海軍相 A.V.ローン伯は、ハノーファーの早急なる正常化及び再編成、法制度の存続のためには「住民の要望をよく聞くこと」は必要とビスマルクを支持した。<sup>25)</sup> 内相 F.z.オイレンブルク伯もこの召集をただ「特定の問題について専門的意見を聞く」ためのものとしてのみ認めている。<sup>26)</sup> この利益代表者の召集反対の背後には、プロイセン行政機構を即刻導入することにより、プロイセンとの融合が促進されるという考えがあった。<sup>27)</sup> また農相や内相もそれほど積極的でなかった背景には、親プロイセン的な人物の選出の可能性に対する危惧もあったようである。事実ローンですら人選については「慎重な選出」が望まれると語っている。<sup>28)</sup>

ビスマルクに対するこうした抵抗は、ハノーファーの反プロイセン的官吏の取り扱いをめぐるビスマルクと法相の確執とも結びついていた。ビスマルクはハノーファーの全官吏が反プロイセン的であると見ていたので、反プロイセン活動を厳罰に処するための布告が12月初めに出された。<sup>29)</sup> 解任あるいはプロイセン領への転任により反プロイセン分子を裁判所・行政官庁から排除したいというのがビスマルクの考えであった。<sup>30)</sup> ところが法相は、この布告のハノーファー

司法官吏への適用に抵抗し、11月7日のハノーファー騎士階層の「宣言」<sup>31)</sup>に署名した司法官吏を処分の対象から外した。<sup>32)</sup> またハルデンベルクも下級行政機関とくにアムトの官吏のプロイセン領への転出は難しいと報告している。<sup>33)</sup>

思うような成果が見られないことに業を煮やしたビスマルクは、総督 K. V. フォークツ＝レーツ将軍に布告の実施を強く求める一方、反プロイセン官吏の罷免を閣議決定したが、<sup>34)</sup> その実施は北ドイツ連邦制憲議会での「ハノーファー選出議員の態度が明白になるまで」という理由で延期されてしまった。<sup>35)</sup> そして5月になって12名の裁判所高級官吏の免職が求められたときも法相は当初これを拒み、<sup>36)</sup> 結局上級裁判所長官ただ一人を処分しただけであった。<sup>37)</sup>

このように閣僚達の抵抗に直面したビスマルクは、当時北ドイツ連邦憲法の制定や南ドイツとの関係調整、ルクセンブルク問題などの難問をかかえていたので、この利益代表者召集問題は一時棚上げされることになってしまった。

### (三) ハノーファー側の反応

#### 1) 自由主義者の動向

すでに戦争勃発直前の5月29日ハノーファー自由主義者のリーダー R. V. ベニヒセンは、急迫しつつある戦争の回避及び内閣改造等の要求を下院に提出している。<sup>38)</sup> これは下院では採択されたが、上院では否決されてしまった。しかし、戦争が決定的となった6月15日にも彼はハノーファーの中立を求める提案をし、戦争回避の努力をおしななかった。<sup>39)</sup> そしてハノーファー軍降伏後はナショナルな視点からハノーファーの復興に取り組もうとしていた。

彼は近隣諸邦の自由主義者達との共同行動を提唱し、7月12日ハノーファー市に北ドイツの自由主義者137名が集まった。彼らはドイツの現状を「1813/14年以上の危機」と認識し、戦争の再発防止のためにプロイセン・ヘゲモニーの下での「全ドイツ憲法体制」擁護の「宣言」を発表している。<sup>40)</sup> このプロイセン支持は決してハノーファー王国のプロイセンへの併合を意

味するものではなく、むしろヴェルフ王朝下での王国の存続を望むものであったが、<sup>41)</sup> 参加者のなかにはプロイセンとの併合を要求する者もいたという。<sup>42)</sup>

ビスマルクはフランスの干渉に対してドイツ国民運動の支持をうるために各邦国の自由主義者達との会談を求め、ハノーファーからはベニヒセンとミーケルが招かれた。<sup>43)</sup> そしてこの対談後ベニヒセンは「ドイツ再建」のためにはドイツ・ナショナル派の結集が必要と考え、8月初めに「代議士会議」の開催を計画したが、すでにプロイセン軍の占領下にあるフランクフルトでの挙行は不可能であった。<sup>44)</sup>

一方、国民運動からハノーファー問題に活動の重点を写しつつあったミーケルは、ハノーファー存続のためには対策の「転換」が必要と考え、<sup>45)</sup> 併合容認へと傾いていった。彼はハノーファー固有の諸制度の維持が可能ならば、併合の早期実現を期待するとさえ述べている。<sup>46)</sup> またミーケルはビスマルクに併合にともなう諸問題について話し合うことが必要であると伝えている。<sup>47)</sup> このように併合後のことを視野に入れていたミーケルは、さらに併合の「予備的措置」に関する答申書をビスマルクに送り、そのなかでハノーファーの混乱状態を速やかに收拾することと、ハノーファーの分立主義的感情をあまり刺激しないことを求めている。<sup>48)</sup>

9月20日併合法が公布され、併合が現実のものとなると自由主義者の間には、ハノーファー再建のためには自分達の意見が求められるべきであるという声が広まった。そこで10月1日各都市の市参事会と市民の代表団の合同会議がもたれ、プロイセン政府への上奏文と宣言が決議された。上奏文では、ハノーファー固有の法制度の維持存続と住民利益の擁護が主張され、そのために住民の利益代表者に意見を求めるような配慮を要請している。<sup>49)</sup>

他方宣言では市制、ラントゲマインデ制、農民の法的諸関係の維持存続及び州議会の設置などが要求されている。そして北ドイツ連邦は暫定的なものであり、南ドイツからの永久的分離

を意味しているのではなく、「マイン河以南の諸邦」にもプロイセン支配下の連邦に加入する「国家的義務」があると結んでいる。<sup>50)</sup> K・クーアマイアーはこのことからこの宣言をハノーファーに形成されつつある「国民自由党の綱領」と呼んでいる。<sup>51)</sup>

## 2) 分立主義者の動向

分立主義者の対応は遅れがちであった。上院議長である G.z. ミュンスター伯は、敗戦直後に国王ゲオルクに王位維持のためにもプロイセンとの講和を具申する一方、<sup>52)</sup> 王国の存続を図ろうとして、側近政治の改革を求める国王への上奏文に123名の署名を集めている。<sup>53)</sup> だが国王のウイーン亡命によりその成果は期待できなくなった。そこで彼はプロイセン側にも働きかけることにし、ヴェルフ王家存続を要請するプロイセン国王に対する上奏文署名運動を進めたが、ビスマルクから併合はすでに決定済みであると知らされ上奏文の送付を断念せざるをえなかった。<sup>54)</sup>

このようなミュンスターを中心とする活動以外にもハノーファーを救おうとする動きが見られた。たとえば、8月1日には約3万人が署名した併合反対宣言が発表され、翌日にはヴェルフ王家存続のために国王の退位を求める上奏文をハノーファー市の二つの団体が決議している。<sup>55)</sup> またプロイセンに対する個人的な働きかけも見られた。リュースブルクの地方長官 F. v. d. クネーゼベックは、ビスマルクに完全併合を思い止まらせようとし、<sup>56)</sup> また元内相 W. v. ハンマーシュタイン男爵も旧知のプロイセン蔵相ハイトに併合の中止を訴えている。<sup>57)</sup>

しかし8月上旬にはヴェルフ派の機関紙が発禁処分を受けたり、政府の外交政策を支持するパンフレットの印刷所が閉鎖されるなど、<sup>58)</sup> 分立主義者はその活動の場を失いつつあり、またハノーファー軍降伏の責任問題や軍将校のプロイセン軍への編入などをめぐって彼らは内部分裂を起し、その影響力は小さくなっていった。<sup>59)</sup>

こうした状況の下で分立主義派の試みは十分な成果を挙げることができず、ビスマルクも分立主義者の運動に対しては「挑発的煽動活動」に結びつかない限り無視していた。<sup>60)</sup> そうしたなかで、11月7日騎士階層による「宣言」が発表された。そこではハノーファーの法制度の変更を原則的には認めず、必要な改正はハノーファーの「真の代表機関の協力の下で」行われるべきであり、しかもその代表機関の創出はプロイセン側によって一方的になされるのではなく、ハノーファー邦国議会や地方のシュテンデ団体がその任に当るべきであると主張されていた。<sup>61)</sup> この要求自体は自由主義者の主張と似ており、目新しいものではないが、併合が現実となりそれに合わせて騎士階層側からの要請が初めて出されたことは注目すべきことであった。

## 注

- 1) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 3., 2. verbesserte Auflage, Stuttgart 1970, S. 570 f.
- 2) J. Petrich, a. a. O., S. 7 f.
- 3) Ebenda, S. 1.
- 4) O. v. Bismarck, Die gesammelten Werke (以下 GW. と略記する), Bd. 6, Berlin 1929, S. 81 f. プロイセン世論は完全併合を支持していたし (ebenda., S. 46), ハノーファー併合についてはイギリス政府・議会も反対はしなかった (J. Petrich, a. a. O., S. 10.).
- 5) GW. Bd. 6, S. 131.
- 6) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des preußischen Abgeordnetenhauses (以下 Sten. Ber. AH. と略記する), 1866, Bd. 1, S. 65.
- 7) GW. Bd. 10, S. 275 f.
- 8) ~ 9) Sten. Ber. AH. 1866/67, Anlagen, Bd. 1, S. 118 f.
- 10) ~ 12) Ebenda, S. 204 f.
- 13) Ebenda, S. 206 f.
- 14) Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten (以下 GS. と略記する)

- 1866, Berlin o.J., S. 555 f.
- 15) H. Barmeyer, Politische Gedanken eines preußischen Generals zu Fragen der Verwaltungsorganisation Hannovers, in: O. Hauser (Hrsg.), Preussen, Europa und das Reich, Köln/Wien 1987, S. 223.
- 16) GW. Bd. 7, S. 153.
- 17) W. Mommsen, Johannes Miquel, Stuttgart/Berlin/Leipzig 1928, S. 398.
- 18) Sten, Ber. AH. 1866/67, Anlagen, Bd. 1. S. 206.
- 19) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 276 ff.
- 20) Ebenda, S. 281.
- 21) Ebenda, S. 298.
- 22) Ebenda, S. 318, 320, 322.
- 23) Ebenda, S. 345.
- 24) Ebenda, S. 308.
- 25) Ebenda, S. 342.
- 26) Ebenda, S. 366.
- 27) O. Hauser, Staatliche Einheit und regionale Vielfalt in Preußen, Neumünster 1967, S. 12 f.
- 28) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 343.
- 29) GW. Bd. 6, S. 173 f.
- 30) Ebenda, S. 237.
- 31) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 299 f.
- 32) GW. Bd. 6a, S. 29.
- 33) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 356. 実際には一部警察官の人事移動も行われ、転任が必要な人物のリストの提出も命じられていた (ebenda, S. 358.).
- 34) H. Maatz, a. a. O., S. 56 f.
- 35) Ebenda, S. 57.
- 36) ~37) GW. Bd. 6a, S. 29.
- 38) H. Oncken, Rudolf von Bennigsen, Bd. 1, Stuttgart/Leipzig 1910, S. 722.
- 39) Ebenda, S. 735.
- 40) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 201ff.
- 41) H. Oncken, a. a. O., S. 739.
- 42) M. Busch, Das Übergangsjahr in Hannover, Leipzig 1867, S. 115.
- 43) H. Oncken, a. a. O., S. 741f.
- 44) Ebenda, S. 472 ff. なお「代議士会議」とは「ドイツの統一と自由主義的發展を目指す」各邦国の自由主義的議員の会議で、第一回会議は1862年9月末にワイマールで開催され、毎年フランクフルトで開かれることになっていた (H. Schulthess (Hrsg.), Europäischer Geschichtskalender (以下 EGK と略記する), 3 Jg., 1862, Nördlingen 1863, S. 59, 93.).
- 45) W. Mommsen, a. a. O., S. 394.
- 46) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 232.
- 47) W. Mommsen, a. a. O., S. 298, 399.
- 48) W. Mommsen, Eine an Bismarck gesendte Denkschrift Miquels zur Annexion Hannovers, September 1866, in: Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte (以下 Nds. Jb. と略記する), Bd. 5, 1928, S. 194 ff.
- 49) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 273 f.
- 50) Ebenda, S. 276 ff.
- 51) K. Kurmeier, Die Entstehung der nationalliberalen Partei Hannovers, Phil.Diss. Göttingen 1923, S. 121.
- 52) G. G. z. Münster, Mein Anteil an den Ereignissen des Jahres 1866 in Hannover, Hannover 1868, S. 12 f.
- 53) Ebenda, S. 15.
- 54) Ebenda, S. 24.
- 55) EGK., 7Jg., 1866, S. 150.
- 56) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 223, 230.
- 57) Ebenda, S. 248 f.
- 58) Ebenda, S. 265 f.
- 59) E. Pitz, Deutschland und Hannover im

Jahre 1866, in: Nds. Jb., Bd. 38, 1966, S. 132.

60) GW., Bd. 6, S. 163.

61) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 300.

## II. ハノーファー行政機構とプロイセン側の対応

### (一) ハノーファー行政機構の概略

ハノーファーの地方行政は併合によって実質的影響を受けず、1859年のラントゲマインデ条令に従って統治されており、行政機構としてはゲマインデの上に位置するのが Amt (Amt) と自治都市であった。<sup>1)</sup> プロイセンにはこの Amt と比較できるものがなく、ハノーファー行政のなかでも特有のものとしプロイセンの行政専門家からも高く評価され、その存続が強く望まれていた。<sup>2)</sup> Amt の業務は、軍事・徴税業務や教会・学校業務、警察業務、道路・河川工事、消防・土木建築監督などであり、<sup>3)</sup> Amt の平均人口は600で、<sup>4)</sup> 各 Amt にはその長 Amt man がいてその下で数名の官吏がこれを補佐している。<sup>5)</sup> なお併合直前における Amt の数は101であった。

一方自治都市は43あり、プロイセンでは国家業務とされている都市警察業務がハノーファーでは自治の一部として<sup>6)</sup> 市参事会によって執行され、<sup>7)</sup> 都市の自律性が強かった。<sup>8)</sup> それ故にハノーファー市制の存続が強調されたが、この背景にはプロイセン内に三つの市制が並存していて<sup>9)</sup> 市制統一の見込みがなかったこともあったようである。

Amt と自治都市の上位にあるのが中間行政管区ラントドロシュタイ (Landdrostei) である。1852年のラントドロシュタイ条令で六つのラントドロシュタイが内務省の管轄下に置かれ、その業務内容は統治・軍事・警察業務から道路行政の監督、国家施設 (医療・教育施設や刑務所等) の監督にまで及んでいる。このラントドロシュタイについては、後にベニヒセンが「不

必要な制度」と語っているようにハノーファー内でもその存続は主張されなかった。<sup>10)</sup>

これらと並んでシュテンデ団体が存在していた。ハノーファーには王国全体のシュテンデ団体としての邦国議会と地方のシュテンデ団体として七つのプロヴィンツィアルラントシャフト (Provinziallandschaft) があった。後者は騎士階層の代表と都市の代表、土地所有者の代表の三者から構成されていて、その各地域内では立法に対する協力と広範囲の自治権をもち、とりわけ騎士階層の強い影響下にあった。<sup>11)</sup>

なお三月革命直後に内相を勤め行政改革を推進した J. シュトゥーヴェによると、プロイセンとハノーファーでは統治方法が根本的に異なっていて、前者では中間官庁が行政の主体になっているが、後者では下位官庁に大きな権限が与えられており、また「統治業務の自律性」は前者では中間官庁に、後者では地方官庁に認められているという。<sup>12)</sup>

### (二) プロイセン政府・行政当局の対応

ハノーファー行政の再編についての動きは1867年の3月上旬から始まった。3月6日ハルデンベルクに対して蔵相と内相から、一. 州政庁の設置と六つのラントドロシュタイを四つの県 (Regierung) に統合する際に必要な措置及びこの計画に関する意見、二. この結果廃止される官庁の官吏の勤務評定とその家族・財産状況等の関係資料の作成、三. プロイセンの行政機構に合わせて創設される県をいくつかの郡 (Kreis) に分割する際に必要な関係資料の提出が要求されている。<sup>13)</sup> これらはプロイセン行政機構導入のために必要なものであった。これを受けてハノーファー総督府はすぐに活動を開始し、総督は行政専門家委員会を召集して、将来のハノーファー行政機構についての意見を求めた。委員会はラントドロシュタイの廃止と県の創設には原則的には反対せず、Amt 制の存続でも一致していたが、郡の創設についてはなんらかの対策が必要であると提言している。<sup>14)</sup>

こうした動きと平行して、プロイセン行政官

僚による答申書がハルデンベルクと内相の下にそれぞれ提出されているので、<sup>15)</sup> その内容を簡単に見ていくことにしたい。まずハノーファー領土について、参事官イリングの調査報告はハノーファー分割の必要性はないとしているが、<sup>16)</sup> 内務省枢密参事官 A. V. ヴォルフは後に領土の縮小を主張している。<sup>17)</sup> ラントドロシュタイの廃止と県の創設については、イリングはハノーファーを三つの県に、<sup>18)</sup> ヴォルフは四つの県に再編成することをそれぞれ提唱している。<sup>19)</sup>

報告者全員によってその取り扱いが最も困難とされていたのがアムト制である。イリングによると、このアムト制は住民によって支持されており、農業国ハノーファーではアムトマンは農民によって最も信頼されている人物である。したがって、この制度に手を付けることはプロイセンの利益にはならない。ただアムト制維持のための高額な費用は削減する必要があると述べている。<sup>20)</sup> 参事官 L. ザウアーヘリングは税制面からこのアムト制問題に言及し、その維持とアムト数を95に削減することを提言している。<sup>21)</sup> 行政専門家委員会にも出席した R. ユ・ド・グレによると、アムト条令はゲマインデ内の広範囲に及ぶ自治や道路整備、農業の興隆という非常に「すばらしい成果」をもたらした。これはアムトマンの人柄とアムトの程良い広さのためである。したがって、アムトにプロイセンの郡長職をそのまま導入することは非常に危険である。また経費削減のためのアムト区域の変更も慎重に行われねばならないと述べている。<sup>22)</sup> ヴォルフは、ハノーファーへのプロイセン行政制度の導入は基本的には不可能であると捉えながらも、アムトを統廃合して41の郡を創設し、アムトマンを郡長の下に残すという構想ももっていた。<sup>23)</sup>

総督府からはハルデンベルクが先の蔵相と内相の要求に答える一方、総督フォークツ＝レーツも次のように答申している。ハノーファー行政に「官僚主義」の原理を適用してはならない。ハノーファーの行政はヘッセンやナッサウなど

に比べて優れ、また全体的に見てもプロイセンの行政機構よりも有効に機能しているので、ハノーファーとプロイセンは相互の優れている点を学ぶべきであると。彼はこのことを通じてプロイセン各州に逆に影響が及ぶことを期待していたのである。これまでの各答申書同様に、彼もまたアムト制の維持を擁護し、郡の創設には反対であったが、県の創設問題で注目すべきことに触れている。彼はプロイセンの県行政を硬直した「時代遅れの合議制形態」と批判し、そこに「独立した長官」職の創設を提唱する。そしてこれをまずハノーファーで実施し、その成果を見きわめてからプロイセンの各州に再導入することを考えていた。彼はプロイセンの県制は構造的な改革が必要と見ており、<sup>24)</sup> 行政改革の立場からプロイセン行政機構のハノーファーへの導入には批判的であった。

さて、北ドイツ連邦制憲議会の審議を終えたハノーファー選出の議員達は、党派を越えてプロイセン政府にハノーファーの利益代表者の召集を要請し、<sup>25)</sup> 国王もこれを認め、<sup>26)</sup> 棚上げされていた利益代表者召集問題はようやく解決されるはこびとなった。そして内務省からヴォルフの答申書とほぼ同一のハノーファー行政機構に関する「内相答申書」が5月26日内閣に提出された。<sup>27)</sup> ところがここでも閣内の一致が見られず、6月18日の閣議では利益代表者との話し合いまでこの問題についての決定は延期されることになった。<sup>28)</sup> だがこの直後ビスマルクが病氣療養でベルリンを離れると、宰相代理の蔵相をはじめ各閣僚はビスマルクの不在を利用して、プロイセンの諸制度導入のための命令・布告を80以上も濫発している。<sup>29)</sup> この抜き打ち的なやり方に対してハノーファーの地元紙は、利益代表者達の交渉すべき議題が奪われてしまうと不満を露わにしている。<sup>30)</sup> またプロイセン皇太子でさえ、こうした独裁的・官僚的な姿勢を非難し、このことによって戦争でえた「我々の信望」が失われはしないかと深い憂慮の念を示している。<sup>31)</sup>



注

- 1) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 70. なおハノーファー行政機構の簡単な概略については, K. G. A. Jeserich, H. Pohl und G. - C. v. Unruh (Hrsg.), Deutsche Verwaltungsgeschichte, Bd. 2, S. 678 ff. を参照.
- 2) Ebenda, S. 70.
- 3) E. v. Meier, Hannoversche Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte. 1680 - 1866, Bd. 2, Leipzig 1899 (ND. Hildesheim/New York 1973), S. 363.
- 4) Ebenda, S. 372.
- 5) K.G.A. Jeserich, H. Pohl und G. C. v. Unruh (Hrsg.), a. a. O., S. 701.
- 6) H. Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert, 2., überarbeitete Auflage 1969. S. 302.
- 7) C. Bornhark, Geschichte des preußischen Verwaltungsrechts, Bd. 3, Berlin 1886, S. 285.
- 8) H. Heffter, a. a. O., S. 301 f.
- 9) J. Brix, H. Lindemann, O. Most, H. Preuss und A. Südekum (Hrsg.), Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften, Bd. 4, Jena 1924, S. 14.
- 10) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 74.
- 11) Ebenda, S. 373 ff.
- 12) Ebenda, S. 69 f.
- 13) Ebenda, S. 373 ff.
- 14) H. Barmeyer, Preußische Verwaltungspolitik und die Integration Hannovers, in: Die Verwaltung, Bd. 20, 1987, S. 78 ff.
- 15) H. Barmeyer, Die Verwaltung des Königreichs Hannover im Urteil preußischer Fachleute 1867, in: D. Brosius und M. Last (Hrsg.), Beiträge zur niedersächsischen Landesgeschichte, Hildesheim 1984, S. 324 ff.
- 16) A. Schulte und E. Schulte, Der Plan der

- Angliederung von Ostfriesland, Emsland und Osnabrück an die Provinz Westfalen 1866-1869, in: Der Kaum Westfalen, Bd. 2. 1934. S. 197.
- 17) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 415 ff.
- 18) H. Barmeyer, Die Verwaltung des Königreichs Hannover im Urteil preußischer Fachleute, S. 332.
- 19) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 418 ff.
- 20) H. Barmeyer, Die Verwaltung des Königreichs Hannover im Urteil preußischer Fachleute, S. 333 f.
- 21) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 272 f.
- 22) Ebenda, S. 381 f., 386.
- 23) Ebenda, S. 414 f., 423 ff., 441.
- 24) H. Barmeyer, Politische Gedanken eines preußischen Generals zu Fragen der Verwaltungsorganisation Hannovers, S. 244 f., 252 f.
- 25) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 395 f.
- 26) Ebenda, S. 408.
- 27) Ebenda, S. 413 ff.
- 28) GW. Bd. 6a, S. 11 f.
- 29) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 90.
- 30) Ebenda, S. 94.
- 31) GW. Bd. 6a, S. 13.

### Ⅲ. ハノーファー代表団とプロイセン政府の交渉とその成果

#### (一) プロイセン政府との交渉

ハノーファーではすでに利益代表者選出の準備が始められていた。5月下旬内相オイレンブルクは代表者召集の旨をハノーファー側に伝え、<sup>1)</sup> 6月に入るとハルデンベルクにより代表者の推薦リストの提出がベニヒセンに委託され

た。<sup>2)</sup>そして7月19日ハノーファーの利益代表者24名のリストが内相に提出され、7月29日からベルリンで交渉が開始されることをハノーファー側は知らされた。<sup>3)</sup>こうして病人一人を除く23名がベルリンに向うことになった。そのうち二人の元上院議長を除く21名は前下院の騎士階層出身者・都市代表者・地方の土地所有者の三つのグループに7名ずつ配分されていた。<sup>4)</sup>自由主義者と分立主義者の比率は14対9となり、去る2月の北ドイツ連邦制憲議会選挙の結果10対9<sup>5)</sup>と比較すると自由主義派が優勢であった。しかも分立主義派のリーダーの一人 L. ヴィントホルストがこのなかに入っていなかったことは、実際の数字以上に分立主義派の劣勢を示していたといえよう。

7月30日からいよいよ実質的な交渉が始まった。プロイセン側からは内相をはじめヴォルフ、ハルデンベルク等関係官僚が出席し、交渉は8月3日まで行われ、途中蔵相も出席している。<sup>6)</sup>プロイセン側は6月18日の閣議決定通りその後ハノーファー側とは話し合うこともなく今回の交渉を迎えることになった。プロイセン側は交渉のたたき台として「行政官庁の機構条令草案」と「将来の郡シュテテンデ制大綱」の二つを提示した。<sup>7)</sup>これらの草案作成に取り組んだ官僚達はその修正については言及していないが、内相の側には修正に応じる用意もあり、草案をあくまでもたたき台として考えていた。<sup>8)</sup>一方ハノーファー側は重要案件については一致していたが、それほど重視していない問題に関しては各自が見解を述べている。

次にプロイセン草案とそれに対するハノーファー側の対応を見ていくことにしたい。まず行政官庁の機構については、一、ハノーファー全体を四つの県に分割し、必要に応じて内務局等の部局を置く、二、オスナブリュック県を8郡に、ハノーファー県を14郡に、リューネブルク県を7郡に、シュターデ県を8郡に分割し、各郡を2・3のアムトから構成する、三、郡の長として「郡長」を置き、下位行政機構としてのアムトは廃止されないが、その業務は限定され郡長

の監督下に入るようになっていた。プロイセン側は行政機構の統一を強調するとともに、アムト制の存続には批判的であった。<sup>9)</sup>

これに対して、ハノーファー側は徴兵及び税額の査定には理想的なアムト制の維持を主張する一方、郡長職の導入とアムトマンの郡長への従属に反対し、その即時導入を一致して拒否している。<sup>10)</sup>またプロイセン諸州の間にも行政機構に「大きな違い」があるとしてポーゼンやヴェストファーレン、ラインの例を挙げ、ハノーファーにもこれを認めるべきであると主張している。<sup>11)</sup>しかし、自由主義者達は併合の早急なる実現の点から、「郡長の称号」をもつ責任者が軍事的な目的のために置かれることを受け入れる用意もあったようである。<sup>12)</sup>

次に郡シュテテンデ制について。郡の代表機関の構成問題に関して政府案では、一、ラントゲマインデの代表者（アムト議会のラントゲマインデ代表団から選出）、二、都市の代表者（市議会から選出）、三、アムト議会のなかの単独投票権を有する大土地所有者（騎士領所有者あるいはハノーファーの税制下で特別税を納める大土地所有者）から郡議会は構成されることになっており、そのうえ議員総数の半分が大土地所有者に認められていた。<sup>13)</sup>すでにアムト議会では大土地所有者の代表に三分の一、ラントゲマインデの代表に三分の二の議席が認められているので、郡議会で大土地所有者に議席の半数までを認めてもこれは大土地所有者の有利にはならない、というのがプロイセン側の見解であった。<sup>14)</sup>

ハノーファー側はプロイセン案に大筋では同意したが、大土地所有者の議席数には難色を示し、三分の一に削減すること要求した。<sup>15)</sup>内相はプロイセンの東部諸州のことを考慮して議席配分をしたことを明らかにしたが、東部諸州とは異なるハノーファーの事情も配慮することを約束している。<sup>16)</sup>

次に州シュテテンデ制の問題である。政府はハノーファーの州シュテテンデに対しては不信感を抱いており、ハノーファー全体のシュテテンデ制

体の代表機関は設置せず幾つかの地方議会の創設を考えていた。このために既存の七つのプロヴィンツィアルラントシャフトを廃止し、その代わり地方議会にある程度の自治を認めるつもりでいた。<sup>17)</sup> そして最終的にプロイセン側は、一、改革を要するが原則的には既存のプロヴィンツィアルラントシャフトの存続、二、これと並んであるいはその上位に一つの州議会の創設、三、プロヴィンツィアルラントシャフトを三つに統合、という三案を提示した。<sup>18)</sup>

この内示を受けた利益代表者達は、この議題に入る前に要望書を提出した。その内容は各プロヴィンツィアルラントシャフトの原則的維持と一つの全ハノーファー州議会の創設であった。<sup>19)</sup> ベニヒセンはその理由を次のように語っている。七つのプロヴィンツィアルラントシャフトの三つの地方議会への統合は相互の対立をまねき、公益の点からもなんの成果も生み出さないばかりか、ハノーファーの統合をもむずかしくしてしまう。また州議会創設の中止は、ハノーファーが分割されはしないかという危惧を人々に抱かせることにもなりかねない。そうだけでなくハノーファー内は混乱状態にあり、しかもヴェルフ王朝復興の動きも依然としてある。プロイセンに対する失望感はこの運動と結びつき、プロイセン国家にとっても危険となりうるかと警告した。<sup>20)</sup> またミーケルもハノーファー固有の法制度の発展のためにも州議会は必要とその創設を訴えている。<sup>21)</sup>

こうしたハノーファー側の要望に対して、州議会創設の保留は領土分割のためではなく、地理的に分断されている地域を適切な行政区域に統合するためであり、現状でよしとするならば、あえて反対はしない旨を内相は明らかにしている。ただプロヴィンツィアルラントシャフトはその機能を十分に果たしてはいないので、再編成するつもりでいると付け加えた。<sup>22)</sup> そして最後に内相は、ハノーファー側からの要望書は基本的には自分が目指しているものと一致しており、内相自身政府内ではハノーファー側の代弁者でもあると語り、妥協的姿勢を示している。<sup>23)</sup>

かくして交渉は終り、最終日の夜利益代表団の代表とビスマルクは会談し、アムト制の制限的存続とプロヴィンツィアルラントシャフトの維持、州議会に公益関係に関する広範囲の自治を承認する用意のあることを明らかにした。<sup>24)</sup> これを聞き、利益代表者達は政府側の譲歩がえられるということを確認してベルリンをあとにした。<sup>25)</sup> 出席者の一人S・アルブレヒトは帰郷当日の報告集会で、「プロイセンは利益代表者達の要望や提案のいずれをも無視しえない」であろうと語り、<sup>26)</sup> 地元紙も「プロイセン政府の決断を信頼して待つことにしよう」と報じている。<sup>27)</sup>

## (二) 交渉の結果とその影響

このようなプロイセン側の「好意的姿勢」の下で行われた交渉の成果を、ビスマルクと内相は勅令によって早急に実施することをすでにハノーファー側に伝えていた。<sup>28)</sup> また州議会の召集も独裁の一年間の期限が切れる10月1日以前が望ましいと考えられ、発布されたのが「前ハノーファー王国領土における州シュテンデ制に関する条令」<sup>29)</sup> (8月22日)、「ハノーファー州のアムト・郡制に関する条令」<sup>30)</sup> (9月12日)、「前ハノーファー王国領土におけるプロヴィンツィアルラントシャフトに関する条令」<sup>31)</sup> (9月22日)である。

かくして、プロイセン憲法施行前に議会の関与なしにハノーファーに関する主要問題は解決されることになった。主な点を簡単に挙げると、州シュテンデ制については、プロイセンの他の州の州シュテンデが持つ権利・義務だけでなく、州の支出及びその資金調達の方法を決定する権限が州議会に認められている(二条)。これは州の自治にとって大きな前進であった。州議会は大地所有者と都市、ラントゲマインデの代表が各25人と特別の大地所有者6名から構成されており(三条)、プロイセン東部州の聖俗諸侯・騎士領所有者、都市代表、農民代表の比率3:2:1に比べると、<sup>32)</sup> その構成は崩れていた。

次にアムト・郡制について、区域が狭すぎるという批判があったアムトは、37の郡に統合され（五条）、郡の長は「クライスハウプトマン」と呼ばれ、「郡長」の名称は採用されなかった（六条）。また、郡シュテンデ団体として郡議会が置かれることになった（九条）。プロヴィンツィアルラントシャフトは「ラントシャフト」の名称で存続は認められたが、立法に関する権限は廃止され、政府の監督下に入りその役割は縮小された（一条）。

このようにハノーファー州行政の重要問題は決着を見、プロイセン政府はハノーファーを軍政から民政に移管させることを決定し、州知事に O. Z. シュトルベルク＝ヴァーニンゲローデ伯を任命した。<sup>33)</sup> そして民政に移り最初の州議会が9月21日に召集され、そこで州の財政問題が重要案件として取り上げられることになった。すでにベルリンでの交渉で、慈善施設や医療施設などの旧国家施設のいくつかを将来はハノーファー州に移管し、その維持振興のために必要な資金は旧ハノーファー王国の国庫から調達することがハノーファー側から要求されており、10月までにそのための勅令の発布も考慮されていた。<sup>34)</sup> これに対して蔵相ハイトはそのための特別基金の設置には反対で、必要経費は国家予算で賄うと主張した。また勅令による決定は議会権限の侵害となり支持できない、たとえそのための法案が上程されても他の州選出議員の支持はえられまいとも語っている。<sup>35)</sup>

一方ハノーファーでは州議会副議長に選出されたベニヒセンが、約1600万ターラーのハノーファー国有地償却基金を州に譲渡する要求を提案し、<sup>36)</sup> 州議会はこれを政府に要請することを決議した。<sup>37)</sup> 州知事もこれには好意的で、<sup>38)</sup> ビスマルクも同意したが、ただ勅令によってではなく議会に諮って決めようと考えていた。<sup>39)</sup> なぜならば勅令方式には蔵相の反対があったことや、憲法紛争の影響と一ヶ月後に迫っている下院選挙を考慮して、議会無視は避けたかったからである。こうしてハノーファー州基金問題は、プロイセンの州における「自治思想」について

の「激しい論争」を引き起すことになったのである。<sup>40)</sup>

67年11月、併合地域を含むプロイセンで下院選挙が行われ、国民自由主義者の三倍増という結果になった新議会に、政府はハノーファー州のシュテンデ団体に67年度経費として55万ターラーを認める法案を提出した。<sup>41)</sup> 保守派の反対を予想したビスマルクは、国民自由主義者の支持をえるために障害となっている法相を法案上程直前に更迭し、ハノーファー出身の比較的穏健な A. レオンハルトをその後任に据えた。このことが保守派をさらに硬化させることになり、この法案をめぐるビスマルクと保守派の対立はいっそう激化していった。保守派は「ハノーファーの特別な優遇」であると批判し、<sup>42)</sup> また「これまで以上の地方分権化」<sup>43)</sup> をプロイセン「国家に対する感情を犠牲にして」<sup>44)</sup> まで押し進めようとするビスマルクに強く抵抗した。しかしビスマルクは一步も引かず、反対に近い将来ハノーファーにならって行政改革を行う意向を明らかにしている。<sup>45)</sup> こうしてこの対立はその後のプロイセンとドイツの政党政治におけるビスマルクと国民自由党の「新時代」への序曲となったのである。<sup>46)</sup> ともあれ、両者の対立を見かねた国王自らの調停工作が巧を奏し、法案は修正可決され、年50万ターラーがハノーファー州の自治行政資金として認められることになった。同時にプロイセン全州での自治を進めるためのゲマインデ制、郡制、州制に関する改正法案と各州への交付金についての法案が次期議会に提出されることも合わせて承認されている。<sup>47)</sup> こうしてハノーファー州のためのいわゆる交付金法は3月7日公布され、<sup>48)</sup> 他のプロイセンのすべての州にも自治を生み出す基盤が創出されることになったのである。

## 注

- 1) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 396.
- 2) H. Oncken, a. a. O., Bd. 2, S. 89.
- 3) Ebenda, S. 90.

- 4) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 101 f.
- 5) J. Flathmann, Die Reichstagswahlen in der Provinz Hannover 1867 – 1896, Hannover 1897, S. 15.
- 6) この交渉のプロトコールはH. バルマイアーの資料集にその抜粋が載っている。
- 7) ~ 8) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 113.
- 9) Ebenda, S. 114 f.
- 10) Ebenda, S. 451, 467.
- 11) ~12) Ebenda, S. 459.
- 13) W. Frauendienst, Zur Assimilierung Hannovers durch Preußen nach 1866. Dokumente, in : Nds, Jb., Bd. 14, 1937, S. 334.
- 14) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 476.
- 15) ~16) Ebenda, S. 477.
- 17) M. Busch, a. a. O., S. 260.
- 18) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 502 f.
- 19) Ebenda, S. 521 f.
- 20) Ebenda, S. 504.
- 21) Ebenda, S. 508.
- 22) Ebenda, S. 506 f.
- 23) Ebenda, S. 521.
- 24) W. Frauendienst, a. a. O., S. 342.
- 25) Ebenda, S. 341.
- 26) EGK., 8Jg., 1867, S. 138.
- 27) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 524.
- 28) W. Frauendienst, a. a. O., S. 341 f.
- 29) GS. 1867, S. 1349 ff.
- 30) Ebenda, S. 1497 ff.
- 31) Ebenda, S. 1635 ff.
- 32) 北住炯一, 前掲書, 23頁.
- 33) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 536.
- 34) Ebenda, S. 512 f.
- 35) Ebenda, S. 515.
- 36) GW. Bd. 6a, S. 59.
- 37) H. Barmeyer, Hannovers Eingliederung in den preußischen Staat, S. 539 ff.
- 38) EGK., 8Jg., 1867, S. 152.
- 39) GW. Bd. 6a, S. 60.
- 40) H. Heffter, a. a. O., S. 481.
- 41) Sten. Ber. AH. 1867/68, Anlagen, Bd. 1, S. 123.
- 42) Sten. Ber. AH. Bd.3, 1868, S. 1433.
- 43) Ebenda, S. 1393.
- 44) H. Oncken, a. a. O., Bd, 2, S. 113.
- 45) Sten. Ber. AH. Bd. 3, 1868, S. 1393.
- 46) H. Oncken, a. a. O., Bd, 2, S. 113.
- 47) Sten. Ber. AH. 1867/68, Anlagen, Bd. 2, S. 411.
- 48) GS. 1868, S. 223 f.

#### おわりに

プロイセンによる併合は、東西に分割されたプロイセン領土を一つにするというプロイセン国家の利益に添うものであり、ドイツの統一国家形成にとっても必要不可欠なものであった。とくにハノーファー併合の主な理由は、その地理的条件とともにこれまでの親オーストリア的な「ハノーファーの態度」にあり、<sup>1)</sup>これがビスマルクにハノーファーというプロイセンの「喉につかえた固い消化の悪い塊」をなんとかして「消化せねばならない」と決意させたのである。<sup>2)</sup>

これに対して、ヴェルフ王朝支持者・分立主義者と国民自由主義者は、一致してハノーファーの領土的一体性とその固有性の維持を主張し、ビスマルクもハノーファーのプロイセン化を求めず、その固有性を尊重する意向であった。<sup>3)</sup>そして、プロイセン政府は併合地域の利益代表団との交渉のうち、最初の交渉をハノーファー代表団と行い一定の譲歩をしている。そこには州制におけるプロイセンの東部・西部諸州の間に制度的統一性がないということもあったが、

それ以上にプロイセンの制度が不備な司法・行政領域においては併合地域の「制度を擁護する義務がある」と党綱領で主張し、また「自治の原則」を強調する<sup>4)</sup>国民自由主義者の要求に応じることにより、国家建設で彼らの協力を得ようとするビスマルクの政治的思惑も絡んでいた。

交渉の過程ではもちろんプロセインの国家利益が優先され、プロイセン郡制の一部はハノーファーにも適用されたが、郡長職の導入は断念され、また郡議会における大土地所有者の割合は三分の一に制限されるなど、郡は「地方公共団体」として編成され、プロイセン東部諸州のような意味はもはやもたなくなった。<sup>5)</sup> しかもハノーファー側が強く存続を主張したアムト制も部分的には維持されることになった。一方、州議会のシュテンデ構成も崩れ、東部諸州に比べると「近代化」<sup>6)</sup>の促進と交付金法による国家行政の州への委譲が行われ、州の行政的自律性は拡大した。<sup>7)</sup> こうして、ビスマルクはこの交付金問題を契機に「ハノーファー・モデル」<sup>8)</sup>に従って行政改革を行うことを決意し、ハノーファーへのアムト・郡制の導入後プロイセン郡制改革に、また州行政についてはハノーファーでの州自治行政が制度化された後、それぞれ着手している。とくに州制の改革は「自治と分権化」<sup>9)</sup>の点でプロイセン全体に影響を及ぼすことになったといえよう。

このようにハノーファーの併合は、プロイセン国家への統合のためにハノーファーを改革・再編成しただけでなく、プロイセン国家の行政改革をももたらすことになり、その一つのモデルとして1870年代の行政改革に大きな影響を与えることになったのである。だが、この改革の過程を通じて、行政におけるユンカー保守支配が維持されていったこともまた事実であった。

4) W. Mommsen (Hrsg.), Deutsche Parteiprogramme, München 1960, S. 150.

5) ~ 6) H. Heffter, a. a. O., S. 479.

7) 北住炯一, 前掲論文, 55頁.

8) O. Hauser, Grundsätze preußischer Integrationspolitik, in: P. Baumgart (Hrsg.), Expansion und Integration, Köln/Wien 1984, S. 482.

9) H. Barmeyer, Liberale Verwaltungsreform als Mittel zur Eingliederung Hannovers in Preußen 1866-1884/85, in: P. Baumgart (Hrsg.), a. a. O., S. 401.

## 注

1) GW. Bd. 15, S. 295.

2) GW. Bd. 10, S. 275.

3) GW. Bd. 6a, S. 12.